

第3次対がん総合戦略研究事業 がん臨床研究事業

がんは国民の生命および健康にとって重大な問題

がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、現在では年間約33万人の国民が亡くなり、日本人の3人に1人ががんで死亡している。

がん対策基本法（議員立法により成立 平成19年4月施行）
基本理念、基本的施策として研究の推進が明記

がん患者を含めた国民のがん対策に対する要望の高まりを背景に成立

がん対策推進基本計画（平成19年6月 閣議決定）
がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施

がん対策基本法に基づき、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者も構成員とするがん対策推進協議会の意見を聴取

「がんによる死亡者の減少」
「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」

革新的ながんの
予防・診断・治療技術の開発

がん医療水準の
均てん化を推進

標準的ながんの
治療法等の確立

がん医療を飛躍的に発展
させていくための原動力となる
がん研究をより一層推進！